

短期入所生活介護から特別養護老人 ホーム転換事業者募集要項

(既存特別養護老人ホーム併設短期入所生活介護からの転換)

令和2年9月

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部
高齡・障害者福祉課

はじめに

この募集要項は、既存の短期入所生活介護のうち、広域型特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換を希望する事業者の募集に関する基本的事項について説明したものです。

本募集の選考をもって、特別養護老人ホームの指定基準を満たしたものとみなされるものではありません。

資料の内容等に関するお問い合わせは、次の担当へお願いします。

【担当課】

・公募に関すること・・・高齡・障害者福祉課 高齡福祉班 042 - 769 - 8354

電子メール k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

・介護保険法及び老人福祉法の届出・申請に関すること

・・・福祉基盤課 指定・指導担当 042 - 769 - 9226

電子メール fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp

1 募集概要について

(1) 募集の趣旨

相模原市では、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第7期相模原市高齢者保健福祉計画」に基づき、特別養護老人ホームの床数を確保するため、広域型特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換を希望する事業計画書の提出を受け付けます。

(2) 募集内容

ア 募集数

内 容	対象事業所	募集数
老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホームへの転換計画	広域型特別養護老人ホームに併設する既存の短期入所生活介護事業所	39床

短期入所生活介護（介護予防含む）：介護保険法第8条第9項（第8条の2第7項）

イ 対象区域

募集は、中央区及び南区に所在する事業所を優先とします。緑区に所在する事業所については、中央区及び南区に所在する事業所からの応募数が、募集の39床に達しなかった場合に対象となります。

(3) 応募の要件

- ア 応募締め切り日時点で、施設整備後10年以上経過した事業所を転換する計画とします。
- イ 転換床数は、令和2年4月時点での短期入所生活介護床数の半分の床数を上限とします。
- ウ 従来型・ユニット型の類型は問いませんが、居室及びユニット単位での転換とします。
- エ 転換については、令和3年4月1日までに計画としてください。

(4) 選考方法

- ア 応募数が募集数を上回る場合には、各種法令、人員・設備の基準及びその他の応募の要件を満たす計画であることを前提に、当該開設場所での運営期間が長い事業所の計画から順に募集数に達するまで選考します（緑区に所在する事業所については、中央区及び南区に所在する事業所からの応募数が、募集数に達しなかった場合に対象となります）。
- イ 募集数を超える応募があり、その対象となる事業所の運営期間が同じであった場合には、くじ引きにおいて優先的に選考する事業所を決定します。なお、くじ引きになった場合は、対象事業者へ別途連絡いたします。
- ウ 募集数に対して応募床数を順に分配し、残床数に対して応募床数が上回った場合は、当該事業者と残床数で対応可能か協議いたします。協議が整わなかった場合には、次順位の事業者と

協議いたします。

(5) 転換に伴う補助金

転換に伴う補助はありません。

(6) 事業計画書の提出に当たっての注意点

ア 提出方法は、事前に来庁日時を予約し、書類をフラットファイル等に綴じて、**背表紙及び表紙に事業所名と法人名を記載し、提出資料の項目ごとにインデックスをつけたものを高齢・障害者福祉課に2部**提出してください。

イ **締切日(令和2年9月30日(水)午後5時)**を過ぎた事業計画書の提出、差替及び追加等は一切受付できません。ただし、本市が事業計画書の差替及び追加の提出等を求めた場合はこの限りではありません。

ウ 事業計画書の作成に係る費用は、全て転換希望事業者の負担とします。また、提出された書類、図面等は返却いたしません。

エ 提出された事業計画書は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)第5条に基づき、公開請求の対象になります。事業者名、その他の情報(個人情報及び内部管理情報等を除く。)を公開する場合があります。

オ 虚偽その他不正な内容で提出がされた場合、選考結果を無効とします。

カ 転換する短期入所生活介護について、過去に国・県・市から補助を受けて整備した施設の場合は、財産処分の手続きが別途必要となる場合があります。

(7) 暴力団の排除

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、事業者指定を受ける者や事業所の管理者は、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであってはならないことから、「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」【第1号様式】及び「法人役員及び施設長名簿」【第2号様式】を提出いただき、神奈川県警察本部に照会を行います。暴力団員等に該当する場合は、事業計画を選考いたしません。

(8) 選考した事業計画書の取消し

選考された後に、申込内容と実際の事業計画が成り立たないことが判明した場合や、重大な不備があることが判明した場合には、選考を取消す場合があります。この場合、その時点までに要した費用等は事業者の負担とします。

2 スケジュールについて

時 期	事 項	備 考
令和2年 9月1日(火)	事業計画書受付開始	高齢・障害者福祉課 へ提出
9月30日(水) 午後5時厳守	事業計画書提出締切	
10月下旬	選考結果通知	選考結果を通知します。
結果通知以降	指定申請事前相談 指定申請書提出 指定通知送付	福祉基盤課の指定・指導担当と調整してください。
	令和3年4月1日までに 開設	転換する短期入所生活介護について、過去に国・県・市から補助を受けて整備した施設の場合は、財産処分の手続きが別途必要となる場合があります。

上記スケジュールは、応募数等により変動する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

相模原市短期入所生活介護事業所転換計画書

年 月 日

相模原市長 あて

法人所在地 _____

法人名 _____

代表者氏名 _____ 印

次のとおり短期入所生活介護事業所の一部を特別養護老人ホームに転換する計画について、関係書類を添えて提出します。

短期入所生活介護事業所の名称

_____ (現在の定員 _____ 人)

特別養護老人ホームの名称

_____ (現在の定員 _____ 人)

転換床数

_____ 床

転換予定年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

担当者 氏名

_____ 電話番号

1 転換の概要

(1) 現状

	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム
名称		
所在地		
開設年月日	年 月 日	年 月 日
現在の定員	人	人
多床室	人 (人部屋× 部屋)	人 (人部屋× 部屋)
従来型個室	人	人
ユニット型個室	人 (人× ユニット)	人 (人× ユニット)

(2) 転換の内容

	短期入所生活介護事業所
転換数	人
多床室	人 (人部屋× 部屋)
従来型個室	人
ユニット型個室	人 (人× ユニット)
転換予定年月日	年 月 日

(3) 転換後の状況

	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム
転換後の定員	人	人
多床室	人 (人部屋× 部屋)	人 (人部屋× 部屋)
従来型個室	人	人
ユニット型個室	人 (人× ユニット)	人 (人× ユニット)

2 転換の理由等

(1) 転換の理由

短期入所生活介護事業所の一部を特別養護老人ホームに転換する理由について、記載してください。

--

(2) 短期入所生活介護事業所の利用状況(令和元年8月から令和2年7月までの1年間分)

時 期	利用率	時 期	利用率
R 元年 8 月	%	R 2 年 2 月	%
R 元年 9 月	%	R 2 年 3 月	%
R 元年 1 0 月	%	R 2 年 4 月	%
R 元年 1 1 月	%	R 2 年 5 月	%
R 元年 1 2 月	%	R 2 年 6 月	%
R 2 年 1 月	%	R 2 年 7 月	%

利用率の計算方法

各月の短期入所生活介護の利用日数(退所日を除く) ÷ (定員 × 各月の日数)
(特別養護老人ホームの空床利用分を除く)
(小数点第2位を四捨五入)

各月の短期入所生活介護の利用日数の計算例

4月11日から13日まで利用した場合、2日間宿泊しているため『2日』として記入(利用日数である「3」としないこと)

(3) 特別養護老人ホームの入所状況(令和元年8月から令和2年7月までの1年間分)

時 期	入所率	時 期	入所率
R 元年 8 月	%	R 2 年 2 月	%
R 元年 9 月	%	R 2 年 3 月	%
R 元年 1 0 月	%	R 2 年 4 月	%
R 元年 1 1 月	%	R 2 年 5 月	%
R 元年 1 2 月	%	R 2 年 6 月	%
R 2 年 1 月	%	R 2 年 7 月	%

入所率の計算方法

月末の入所者数(特別養護老人ホームの空床利用分を除く) ÷ 定員
(小数点第2位を四捨五入)

(4) 短期入所生活介護の利用ニーズへの対応策

転換後、短期入所生活介護の利用ニーズにどのように対応していくか、記載してください。

(5) 転換の効果

転換による、高齢者や近隣の介護サービス事業所への効果、特別養護老人ホームの運営への効果について、記載してください。

高齢者や近隣の介護サービス事業所への効果

特別養護老人ホームの運営への効果

3 その他

(1) 補助金

短期入所生活介護事業所に係る補助金について、記入してください。

補助金の名称	
補助年度	年度
補助主体	国 ・ 県 ・ 本市 ・ その他 ()
補助額	円

複数の補助金を受け取っている場合など、記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記入してください。

転換対象箇所補助金を受けている場合、財産処分手続きを要する場合があります。

(別途添付が必要な資料)

ア 短期入所生活介護事業所及び特別養護老人ホームの各階平面図

現状の短期入所生活介護事業所の平面図に、転換する居室等、特別養護老人ホームとしての指定を希望する部分を明記すること。併せて、特別養護老人ホームの平面図を添付すること。

イ 転換スケジュール

選考決定後から転換までのスケジュールを記載すること。

ウ 転換後の特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護事業所の収支予算書（転換後2年分）

エ 収支予算書の積算資料

介護報酬、利用者負担、職種別人件費、事務費、事業費等に分けて記載すること。

オ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（第1号様式）

カ 法人役員及び施設長名簿（第2号様式）

暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

年 月 日

相模原市長 あて

法人の所在地

申請者 法人名

代表者の職・氏名

印

短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換に係る公募にあたり、申請者等 及び施設長又は管理者（予定者含む。）（以下「申請者等」という。）が相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 9 条（第 5 条準用）相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 6 条（第 3 4 条において準用する場合を含む）及び社会福祉法人の許可について（平成 1 2 年 1 2 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）第 3 の 1（ 6 ）に該当するもの又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（以下「排除対象者」という。裏面参照。）に該当しないことを誓約し、下記について確認・同意します。

記

- 1 市長は、申請者等が排除対象者であるか否かの確認のため、本様式及び第 2 号様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会する。
- 2 申請者等が排除対象者である場合は、市長は次のとおり取扱うものとする。
 - （ 1 ）申請者等を短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換に係る公募に参加させない。
 - （ 2 ）申請者等の短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換に係る公募の選考決定を取り消す。
 - （ 3 ）申請者等の短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換に係る公募の選考決定による許可の申請を却下する。
 - （ 4 ）申請者等の短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換に係る公募の選考決定による許可を取り消す。
 - （ 5 ）申請者等に対する公募に係る他の決定等を取り消すことができる。
- 3 上記 2 の結果、申請者は、損害が生じても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

申請者が法人その他の団体の場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む。

相模原市暴力団排除条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

(市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。以下同じ。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

「暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの」には、下記も含まれます。

- ・ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項に違反している事実がある
- ・ 神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反している事実がある

法人役員及び施設長名簿

記入日 年 月 日

法人名	施設の名称

役職	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -
		年 月 日	男女	〒 -

記入された全ての者が暴力団員等に該当しないことを確認するため、本様式に記入された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

また、別紙「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」(第1号様式)に記載された事項について確認・同意しております。

法人所在地

申請者 法人名

代表者氏名

印

- 備考
- 1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及びこれから開設する予定の施設の管理者を記入してください。
 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記入してください。
 - 3 上部の記入日欄については、この様式に記入した日を記入してください。

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部
高齢・障害者福祉課 高齢福祉班

〒252-5277

相模原市中央区中央 2-11-15 (本庁舎4階)

電話 042(769)8354

FAX 042(759)4395

Eメール k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

令和2年9月発行